

県連ニュース速報No.2

2021年6月

福岡県退職公務員連盟 会長 稲田 瑞穂

後期高齢者の窓口負担の見直し法案が可決される

令和3年(2021年)6月4日16時18分法案成立

内容 一人世帯の年金年収が、200万円以上の方が窓口1割から2割負担になる
複数世帯の合計年金年収が320万円以上の方が窓口1割から2割負担になる
実施日 令和4年10月~令和5年3月までに政令で定める。

しかし現実には

今まで、1割負担で済んだのが高齢者にとって病院にかかる回数が増える中で、生活に大きな負担となる。

介護保険においても、2割負担が多い実態である。

一人世帯年金年収200万円二人世帯で夫婦合わせて320万円を、年収を毎月にすると約17万円、二人世帯の場合は、毎月約13万円になる。これは、決して裕福な経済実態とは言えない。

しかし、政府は下記にもあるように負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、とあるが庶民の感覚とは、全く違うと言える。

後期高齢者の窓口負担の見直しについて政府の上げている理由

- 1 令和4年度(2022年度)以降、団塊の世代が後期高齢者となるので、後期高齢者支援金の急増が見込まれる。若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題である。
- 2 その場合でも、何よりも優先すべきは、有病率の高い高齢者に必要な医療が確保されることであり、他の世代と比べて、高い医療費、低い収入といった後期高齢者の生活実態を踏まえつつ、窓口負担割合の見直しにより必要な受診が抑制されるといった事態が生じないようにすることが不可欠である。
- 3 配慮事項
長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1月分の負担増を、最大でも3,000円に収まるよう

※政府は、この法令で、後期高齢者支援金(現役世代の負担軽減)の720億円 公費負担金980億 後期高齢者保険料(高齢者の負担軽減)180億円 合計1,880億円の負担減額を見込んでいる。そのしわ寄せが約370万人の高齢者の2割負担になっている。

地方公務員定年延長の改正法案成立

令和 3 年（2021 年）6 月 4 日 15 時 38 分法案成立

令和 5 年度からの国家公務員の定年引上げ（令和 2 年通常国会に法案提出）に伴い、地方公務員の定年も 60 歳から 65 歳まで 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、**地方公務員についても国家公務員と同様に以下の措置を講ずる。（10 年間で段階的に定年を引き上げる⇒令和 5 年から令和 15 年まで）**

I 法律案の内容の抜粋

1. 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入
2. 定年前再任用短時間勤務制の導入
3. 情報提供・意思確認制度の新設

1. 役職定年制とは、65 歳定年延長に伴い校長・教頭・部長・課長の管理職の上限を 60 歳までとする制度である。管理職は、60 歳になると一般職勤務になる制度を言う。（若い世代の管理職昇進が滞らないようにする狙い。）

※ 職員の年齢別構成等の特別の事情がある場合には例外措置を講ずることができる。

2. 60 歳に達した日以後、定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は 65 歳まで）することができる制度を導入し勤務の選択の幅を広げる。

3. 任命権者は、当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供し、職員の 60 歳以後の勤務の意思決定を確実なものにする。

ii その他

給与に関する措置

◇当分の間、60 歳を超える職員の給料月額、60 歳前の 7 割水準に設定する。

◇60 歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、「定年」を理由とする退職と同様に退職手当を算定する。

定年延長により人件費の増加が見込まれるため、総務省は、60 歳を超える職員の給与を国家公務員と同じようにそれまでの 7 割程度に抑えるよう自治体に求める方針。

退職金については、確定してないが、給料が 7 割に減額されるので 3 割減が考えられる。政府は、民間企業に比較して公務員だけが優遇されているという声を気にしているようですが、そもそも公務員の定年延長は、労働人口の減少と人生 100 年時代の構想から出て来たものであり、積極的な発想で、もっと待遇を良くしていく必要がある。

連絡先 福岡県退職公務員連盟 事務局長 ふじさき 藤崎 よしたけ 嘉・

住所 〒826-0043 田川市大字奈良 1716-5

携帯 080-5261-3632